

名護市教育委員会議事録

会議名	第 292 回名護市教育委員会定例会		
開催日時	令和元年 6 月 21 日（金） 開会 16：00 閉会 17：00		
開催場所	名護市役所 庁議室		
出席者	教育長 委員（教育長職務代理者） 委員 委員	岸本敏孝 照屋厚 名嘉チエミ 大城千代子	教育次長 （教）総務課長 （教）総務課主幹兼 学校給食センター所長 （教）総務課総務係長 ほか担当職員
欠席者	委員	宮城博	

1 議案

議案第 19 号 名護市給付型奨学金制度の創設について

議案第 20 号 名護市学校給食センター運営委員の委嘱について

2 内容

- ・議案第 19 号 名護市給付型奨学金制度の創設について

((教)総務課長より説明)

委員：家計支持者とは、後見人のようなものか。

(教)総務係長：本来だと、保護者という表現を使っているのだが、色々な家庭の事情もあるので、家庭を支えている方、生計を一緒に支えている方ということ。

委員：家庭支持者とは、頻繁に使われる言葉ではないが、これは特別な意味があるのか。

(教)総務係長：保護者では拾えない部分も想定されるので、そのように表現している。同居している兄弟姉妹が家計を支えている場合も考えられる。保護者でも家計を支えきれない方もいるので。

委員：児童養護施設の入所者というと、何歳までが入所しているのか。

(教)総務係長：18 歳である。

委員：18 歳というと、高等学校に該当するのか。

(教)総務係長：高等学校である。

委員：この場合は、児童養護施設は名護市にあるのか。それとも、住所は名護市にあって、市外に入所している形のものか。

(教)総務係長：その場合は主たる家計支持者が市外の養護施設という位置づけになり、その方は対象外となる。

委員：所得基準以下というのは、基準金額は 120 万以下とかなのか。

(教)総務係長：単純にいくらまでが目安の金額だとは言いがたい部分がある。同じ世帯の

就学者の必要経費と考えられる分を控除したり、母子父子家庭ではさらに控除したりして、世帯の状況に応じて勘案していくものとなる。

委員：基金とは、子ども夢基金ではなく、特別な基金のことなのか。

(教)総務係長：子ども夢基金が子ども達の教育環境といったものをサポートするための基金であり、この基金も同じ趣旨ということで、プールの予算から実施していく。シミュレーションでは、既存基金のみを取り崩してしまうと、7年程度で底をついてしまうので、最低限20年ほど、安定的に継続出来れば、その間に見直しも出来る。毎年、一般財源から新たに500万円積み立てると20年間、実施出来るというシミュレーションをしている。

委員：高専の専攻は専攻科のみが対象なのか。

(教)総務係長：例えば、高専からさらに上級の方に進学、転学する者も対象となる。

委員：大学生は高校を卒業して18歳から資格があるが、高専の場合は20歳にならないと資格がないのか。高専の専攻科というと5年修了してからが対象となる。高校生は3年で資格がもらえるが、高専の学生は5年経たないと資格がもらえないのか。高専の学生にもチャンスを広げてもらいたい。高専の3年修了時から資格がもらえないかと。

(教)総務係長：整理させて欲しい。

委員：浪人生は受験で合格した時に申請が出来るのか。

(教)総務係長：在学する学校長の推薦を受けた者というのが要件なので、在学生在が対象となる。

(教)総務課長：給付型になるので、この子が本当に奨学金をもらうに値するかどうか、全般的に、総合的に見てもらって推薦を受けた上でと考えている。

委員：他の要件は該当するのに、在学しないから申請できないというのは、また疑問が出てくる。

(教)総務係長：次年度から国の高等教育の無償化や日本学生支援機構の給付型奨学金など支援が拡充され、名護市の①～③の基準と重なる方に関しては手厚い。名護市としては、この対象から外れてしまう方を、あえてカバーしたいと考えている。

委員：「3給付人数②市外高等学校等一般枠1名」とあるが、これは市外にも投げかけるということか。

(教)総務係長：全高等学校が対象で、HPでの公表となる。ただ、市内の高等学校には直接、資料を持って説明していく。そして、北部の高等学校にも可能な限り、宜野座、名護、北山、本部辺りは割と通学している方もいるので、既存の貸与の奨学金に対しても同じように資料を提供しているので、北部には出向いて説明していきたいと考えている。その他はHPで閲覧していただきたい。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第20号 名護市学校給食センター運営委員の委嘱について

((教)総務課主幹兼学校給食センター所長より説明)

委員：任期は2年あったとしても、任期満了の日付を7月31日までとしてしまうと、PTA会長が代わった場合には1年度に2回委嘱する必要が出てきてしまう。それは手間がかかるのでは。

(教)総務課主幹兼学校給食センター所長：決算の承認をもらうために、どうしてもこの時期に一度は運営委員会を開催する必要があるので、PTA会長が代わったとしても次のPTA会長が残り任期を引き継ぐ形となっている。

委員：何かもう少しいい方法を考えたほうが良い。

(採決の結果、原案のとおり承認)

議案第19号 名護市給付型奨学金制度の創設について

(教) 総務課長より説明 00:01:27~00:11:03

質問1 00:11:17~00:14:19

委員：家計支持者とは、通常の言葉でいうと後見人のような。

総務課長：例えば、おじいちゃん、おばあちゃんなど、家庭を支えているとか。

係長：本来ですと、保護者という表現を使っているのですが、色々な家庭の事情で、例えば親戚の方と住まわれて、親戚の方が生活費をまかなっているだとか、家庭を支えている方、生計を一緒に支えている方ということです。

委員：この場合は、血の繋がりはなくても、希望は出来ると思うけど。家計支持者は一緒に住んでいる、住所は一緒だということが条件？

係長：そうですね。ただ、この場合に、仕送りを送っているという場合には、その家計、世帯の収入として…。細かい話になりますが、そういった場合には世帯収入といってされます。ただ、そこが主になっている場合ですね。主たる家計支持者が所在するということになります。

委員：前に奨学資金を執行するかしないかで、外国籍なのか、外国籍じゃないのかという議論もあったので。もし、それが外国籍だった場合は？

係長：ここでは外国籍ということは、謳っておりません。

委員：やっていないということね。

係長：名護に外国籍の方、外国人と登録されていて、ここに1年間所在していて、高校に通われているのであれば、こちらは。

委員：家計支持者は、そんなに頻繁に使われる言葉じゃないけど、保護者とかね。これ、特別な意味なのかなど。

係長：保護者では拾えない部分も想定されるので、そういう表現にしています。

委員：保護者という場合は血の繋がりがあるのを言うの？それとも、この人を一緒に面倒みたりするのが保護者なの？だから保護者と同じ、イコール家計支持者なの？

係長：保護者でも家計を支えきれない方も…。

質問2 00:14:19~00:15:20

委員：入所者というと、何歳までが入所しているのか？（2 給付対象者 (3) 世帯の状況 ③ 児童養護施設入所者又は退所者について)

係長：18歳です。

委員：この場合、18というと、高校が該当するの？

係長：はい。

委員：卒業すると、ほとんどが18歳以上。対象者になります。この場合は、児童養護施設は名護市にあるの？それとも、どこかにいて。そうしたら、住所はここに（名護に）あって、向こうに（市外に）入っているという形ののもの？

係長：その場合は、主たるという場合は、市外の養護施設が住所という位置づけになりますので、その方は対象外になりますね。

委員：あくまで、市内、名護市の児童養護施設の入所者が対象ということですね。

係長：はい。

質問3 00:15:20~00:17:15

委員：この、所得基準額以下というのは、通常のあれなのかな。奨学金、例えば120万円以下とか。(2 給付対象者 (3) 世帯の状況 (4) 名護市の定める所得基準額以下であること。について)

係長：単純に金額ではいけない部分がございます、仮に主たる家計支持者が4、5百万ぐらいの収入があったとしても、課税世帯であったとしても、例えば、大学生、中学生もいるということで、大学生がいたら、その収入から、いくらか控除するという計算式ですね。例えば母子家庭の場合にも控除額ということで、収入が少ないというより、だんだん、様々な控除を行って、収入がマイナスになりますと、必要経費等があつて、マイナスになるという形で非課税世帯じゃなくても、こちらに該当すれば対象になるということで、単純にいくらまでが目安とは言いがたい部分があります。世帯の状況に応じて判断していくというようなものになっています。

委員：この方が家庭支持者との関係で、結構、難しいだろうなど。単純に奨学金をもらう時には収入額が120万以下で、僕らが例えば300万円持っていて、大学生になっている予定。そしたら、これを全部差し引いてねやるかっていったら、やってくれないじゃない。奨学金の場合は。この場合はやるという話になっているから。

係長：現在の名護市の貸与型の育英会でも同じように、公開型で広く対応しています。

質問4 00:17:15~00:17:49

委員：2 給付対象者 (1) から (6) について。対象者とは、この要件を満たしている者という形で捉えていいのか？全部満たしているか？

係長：そうです。

委員(女性)：2 給付対象者 (3) 世帯の状況は、①から④のいずれかに該当するものと…。

係長：(3) の場合は、そうですね。

質問5 00:17:49~00:20:07

委員：8 基金の設置について。例えば、寄附金を340万集めるとすると…。

係長：こちらはですね。寄附金のみではなくて、寄附金～しているんですが、こちら、毎年、課長の方から説明があつたんですが、1千萬元々、積立金として積み立てています。一般財源から。そこで、各種事業をやるだけで、県外派遣などで取り崩す、積立で取り崩すという。

委員：寄附金があつて、一般財源の寄附金が300万でしょう。3番目(資料議案19(説明資料)P2・給付型奨学金実施シミュレーション(寄附金等+一般会計からの積立金300万円の場合))。上の方(寄附金等を想定した場合)、ここは一般財源、書いてないじゃないか。寄附金等で、この等に一般財源、会計が入っていないのと、次のものは一般会計からの積立金300万円が入っているじゃないか。

係長：これは新に、これから…。新たにやろうという。

委員：～、設定しようという。

課長：今回は、下の 500 万を積立をしながら（〈寄附金等＋一般会計からの積立金 500 万円の場合〉）、この基金を、財源を確保しながら、事業をしていくということです。

委員：そうすると、20 年までは大丈夫だと。基金というのは、子どもの夢基金でなくて、特別に、この基金というのは。

係長：目的としては、子ども夢基金が子ども達の教育環境だとか、そういったものをサポートするための基金ですので。同じ趣旨ということで、プールの予算から実施していいと。さっきもありましたが、シミュレーションでは、既存基金のみを取り崩してしまうと、7年程度で底をついてしまうので、最低限 20 年ほど、安定的に継続的出来れば、その間に見直しも出来ますので、20 年を確保するためには、500 万。毎年、一般財源から新たに積み立てると 20 年間出来るとというシミュレーションで、500 万という金額に関しても、信頼度では、ある程度説明、市長にも確認の上、概ね実施出来るという見込みで、シミュレーションかけていいですかという…。

質問 6 00:20:07~00:24:41

委員（女性）：高専の場合の選考については、専攻科のみが対象？（2 給付対象者 （2）高等専門学校の専攻科について）

係長：例えば、高専からさらに上の方に進学するという場合に。

委員（女性）：その場合のみ？

係長：転学も。

委員（女性）：それもあれですけど、高専は、5年じゃないですか。普通の大学生は高校卒業して 18 歳から資格があるけど、高専の場合は二十歳からしか資格がない？

係長：あの…。

委員（女性）：専攻科は二十歳から。6年目になる。

係長：大学に編入出来る、最初の3年終わって、さらに2年専門課程。

委員（女性）：5年終わって、専門課程2年。7年いるんですよ。最終的に。高専自体は5年で卒業なんです。だから、高校の3年間と、2年クラスで、5年で高専を卒業。なので、普通の高校だと3年で資格が生まれるわけでしょ？高校3年の18年で。この書き方だと、高専だと二十歳でしか資格がない。高専の専攻科が二十歳から。5年終わって専攻科に入るんですね。専攻科まで出ると、大卒と同等資格なんですけど、5年は短大…。

係長：そうすると、5年経過後に…。

委員（女性）：普通の高校の子達は3年で資格がもらえるのに、高専は5年経たないと資格がもらえないというのがあるなと思って。だから条件は同じ。ただ、高校は授業料無料になっているじゃないですか。高専は国立で、それを差し引いたのは保護者が払うんですよ。なので、1年生から授業料が出るんですね。補助以外の分はね。例えば、これだと、5年終わらないと資格がないなと見られるので…。

委員（男性）：これ専攻科にすると、こういうような現象になるという。

委員（女性）：対象になるのが、専攻科という…。その前は短期大学は入っているけど、高専は専攻科となっているから。

係長：高校卒業だと資格を持った上で、さらに上級、上位の進学という場合になりますので。

委員(女性):おんなじだと、高専の子達にもチャンスを広げてもらいたいなっていう思いから、今言っているんですけど。おんなじ考えだと二十歳になった時点、というか、高専の3年修了時から資格がもらえるとなると、大学と同じ4年間で、本人が頑張れば給付対象になる。

係長:ちょっと整理させて下さい。

質問7 00:24:41~00:33:53

委員:専修学校の専門課程とは?(2 給付対象者 (2) 専修学校の専門課程(専門学校)について)

係長:高校卒業の資格をもらえないような専門学校。通常の高校の単位の部分は、同じ専門学校という名前がついていても、高校の部分と、さらにプラス上の部分、ということで専修の部分じゃないと該当しないということです。高校の単位は該当しない。専門学校というのは、中学校卒業されて、専門学校に行かれた場合に。

~

委員:専門課程というと、中学を卒業した、高校の部分もあって、この部分は該当しない。ここからさらに、自分の専門だったり深めたりする場合に。

係長:高校卒業の上の部分のという、専修学校という。

委員:大学以上という。

係長:高校よりも上の部分という。

委員:これは、パッと読んだ時に意図がとりにくいかもしれないね。専攻科や専門課程とか。

委員(女性):専修学校というのも、高校とか大学の資格とれますって、CMもしていたりするから、割と幅広くなりますね。ここは。

00:26:38~

課長?:高等教育科というのが、大学なんですけど、高専の部分が、高等教育科としてなっていないから、入っていないんですね。これは実際、専攻と合わせているところがあるので...

委員:この辺は僕らでも疑問持つから、一般の人が理解しにくいかもしれない。

委員(女性):分からないですよ。普通は。

委員:ここに携わっていて、相当、その~の段階での説明していないと、今のことが分からない。~。

委員(女性):5年卒業しないと、編入できない?

?:編入できないですね。

委員(女性):だから、専攻科行くか、よその大学行くかって。

委員:結局、3年高校卒業して、2か年間の大学の一般教養なもの終わってから出来るというわけ。

委員(女性):高専の3年間で大学の勉強まで終えて、高専の2年間で、専門課程を勉強するんですよ。その機械とかシステムとかの。その上が修士課程、専攻科は、その勉強をする課程。5年で。

委員:高校3年行って、大学4年行って、修士課程でしょう。普通と違うもん。

委員(女性):特別ですよ。高専5年っていうのね。

~ 省略

00:28:39～

委員（女性）：現役？浪人生とか。

課長？：現役です。

～ 省略

委員（女性）：そうしたら浪人生は、受かった時に申請が出来る？

係長：在学しているという方が対象です。

～ 省略

委員（女性）：だから、受かって、1年目に申請は出来るということでしょう。浪人の子は。

委員：例えば高校卒業した、3か年ぐらい浪人した、そしたら、年齢が幅広くなるじゃない。年齢は関係ないんだよね。

係長：在籍する学校長の推薦というのが要件です。ですから、在学ということですよ。

委員（女性）：現役でないと無理だということですね。

課長：給付型になるので、寄附金もなんですけど、この子が本当に奨学金をもらうに値するかとか、全般的にみて、総合的にみてもらって、推薦を受けた上でと考えているので。

委員：我々は、この子のこと、分からないですね。面接したからといって、普段の生活だったり。

委員：そうすると、少しまた。該当しないということは、この1から2、3、4、6に該当するのに、ここだけ5に外れるから出来ないというのは、また疑問が出てくるね（2給付対象者（3）世帯の状況（1）～（6）について）。

係長：ただですね。名護市として、このような形の給付型を行うのは、まず国の制度が現在、高等教育の無償化ということで、次年度からかなり、拡充されていきます。日本学生支援機構においても、給付型の奨学金。給付金については名護市よりも高い給付額に月々なっています。これらの対象者というのが、うちとかぶる部分がありますが、2ページの（3）の①から③は網羅しているんですよ（2給付対象者（3）世帯の状況①～③について）。国の方で。ただ、私達としては、所得だけで見るとはなくて、そこの所得から外れる方も拾いたいという部分で、①から③は、あまり想定してなくて、④の部分で、主に申請があがってくるのかなと思っています（2給付対象者（3）世帯の状況④名護市の定める所得基準額以下であること）。ですから、①から③の方々、国の部分で、ほとんど無償化になっていきます。授業料についても、入学金とか、前期・後期の授業料というのも、こういった世帯の方々も無償化されていきます。次年度からですね。ですから、そういった部分は、ほとんど国がカバー出来ているので、そうじゃない方を、あえて私達は…。

委員（女性）：次年度は大学も無料？

係長：こういった非課税世帯ですとか。授業料と入学金ですね。

委員（女性）：養護施設の出身の人は無料？

係長：はい。

課長：9月に大学に公表されはするのですが、ある程度の一定の条件を課していく予定ですね。それが機能すれば。

係長：該当する大学等じゃないといけないんですけど、その基準を満たしている大学ですとか、専門学校であれば、もう殆ど。ですから。

委員（女性）：国公立というやつですね。

係長：私立に関しても無償化の。

委員（女性）：有名どころの私立？

係長：とは限らないですね。

0:32:37～ 省略

質問 8 00:33:53～00:40:40

委員（女性）：3 給付人数の②市外高等学校等一般枠 1 名について。これは市外にも投げかけるということですか？

係長：今想定しているのは、全高校に……。まず、HPでの公表になります。ただ、市内の高等学校には直接、資料を持って、進路指導部の方に説明していきます。そして、北部の高等学校にも一応、可能な限り……。宜野座、名護、北山、本部辺りは、割と行かれていますので、既存の貸与の奨学金に対しても同じように資料を提供していますので、最低でも北部には説明していきたいなど。あとは、HPで閲覧いただくと。

委員：それを考えているのなら、北部規制みたいな形のを括弧書きした方がいいんじゃないかな。これを見たら市外高等学校と言ったら、市外だったら。

委員（女性）：全部でしょう。説明だけはされるかと。

係長：狭き門にはなってしまうんですけど……。

委員（女性）：枠は全県ですよ。

係長：そうです。ただ……。

委員（女性）：説明だけは北部に足を運びますっていう。

委員：でも、これ見たら、浦添も那覇も沖縄市も～（長い？）ということでしょう。

委員？：でも、家庭支持者が名護市にいるかっていったら、そうとは限りませんよね。

00:35:48～00:39:18 省略

00:39:25～

委員（女性）：これ定時の方も？定時制の方も、もちろん。

（採決の結果、原案のとおり承認）

議案第 20 号 名護市学校給食センター運営委員の委嘱について 00:40:40～

（（教）総務課主幹より説明） 00:41:28～00:44:20

00:44:58～

委員（女性）：二度手間、三度手間ですね。これを見ると、7月31日（任期満了日 令和元年7月31日）ってことは、1学期修了ですよ。PTA総会が新年度はじまってすぐの時、バラバラだから。（PTA 会長が）1学期中で決まるからっていうので。ということは任期の日を8月1日ってすると、年1回で、あれするんじゃないかっていう風に思ったんですけど。どこかのタイミングで。任期を。8月1日から7月31日までにしてしまうと、1回の交代。これだと、年に2回は必ずあるということでしょう。

？

委員（女性）：絶対変わりますよ。なかなか今、PTA 会長を2年も3年もって、学校は難しい。

1年交代が多くなってきているので。1年でないと、みんなやってくれないっていうか、出来ないってなっているから。

委員：委員の選任をPTA会長という役職でやっているから、そうなっているんですよ。それを外せば、そんなに難しいことではないけどね。

委員（女性）：でも外すことになったら、人材集めがとっても大変だね。

00:46:55～

委員（女性）：PTA会長だから、役職当てはめられるというのは、分かった上でやっているから、1年だと思うんですよ。みんな引き受けて。でも、どこかのタイミングで、今言った任期にすると、あそこ変わったから、やり直そうとかいうのもないし。この方は何か月かしか任期が残っていないじゃないですか。

主幹：そうですね。8月は4頁、平成31年、32年の2年の任期なので。（資料議案20（説明資料）4頁・委員選任表）

委員（女性）：4月に出来ないのは、改選の問題があるから出来ないにしても、ちょっとこれだと、2回も3回も手間だなと思って。

？：PTA総会も各学校によって期日が違う・・・。

委員（女性）：1学期中には終わるので。6月までには終わるんじゃない。

～

00:48:27～

委員（女性）：審議会かなんかで、承認もらったら、任期は全然問題ないんじゃないですか。

委員：これは、運営委員会の規則に書かれているでしょう。規則のなかで、PTA会長1名の3名体制で実施するとか規則のなかにあるので（監査委員選任方法について）、これを変えないといけない。

委員（女性）：ここを変えるんじゃなくて任期ですよ。人材はこれでないとな集めができないから。

委員：例えば、先程の松田しのぶさんがPTA会長を外れると、選定委員の基準に当てはまらなくなるんです。PTAを外れた時点で。そういうことですよ？PTA会長を外れると、この運営委員のことも外れるということですよ。

主幹：規則上では外れるんですけど、運営委員会のなかで、選任表を作ったので、その学校のPTA会長がおりた場合には、次の方が、次の方の在任期間をまた、継続してもらってという形です。

委員：これがあるから、こういう風になっているということです。PTA会長が外れたら、次の方がPTA会長が運営委員を・・・。1か月だろうが、何か月だろうが。それで、次のPTA会長になるっていう感じになっているんですか？

主幹：途中で終わった場合には、大体引き継ぎという形で、在任期間という形で同じ学校のPTA会長が。

00:50:30～

委員：金城誠さんはPTA会長の総会で、PTA会長に2か年ぐらいなるんですよ。

主幹：PTA会長の規則が分からないので、あれですけど。それであれば、そのまま続けるという形で。

委員（女性）：だけど、輪番でいくと、もう羽地中は外れるから。今年の7月までなんです。今年の7月ってもう。これ6月だから。1か月ぐらい。

委員：次の輪番の学校決まっているんだね。

主幹：そうです。

委員：そうすると、羽地中のPTA会長は外れるという形だから。

主幹：どうしても決算の承認をもらわないといけないので、この時期に。なので一度は開催しないとけないんです。委員会。そのために、3か月までには。～。こういった形で。

委員：現PTA会長が継続することが出来ればいいんだけどね。でも、総会でPTA会長は選任されているから。私、PTA会長じゃないって言われたら、どうしようもないもんね。これが、例えば金城PTA会長なって、次の運営委員になるんだったら、1か年か2か年ぐらい続けても。ところが、これは別のもの出来ていて、学校が次の年度で変わってくるので、1か月しか出来ないという人が出てくるんですね。何かいい方法があれば。

（採決の結果、原案のとおり承認）